

◎マイナンバーが必要です

住民税申告書には申告者本人の個人番号を記載することが必須となっています。下の表を参考にしてください。

申告者	必要書類
本人	①マイナンバーカード ②通知カードと本人確認書類(2点組み合わせ) ③マイナンバー入り住民票の写しと本人確認書類(2点組み合わせ)
代理人	①法定代理人の場合はその資格を証明する書類 法定代理人以外の場合は委任状又は本人しか持ち得ない書類(本人の保険証など) ②代理人の本人確認書類 ③本人のマイナンバーカード又は通知カード等(コピー可)

◎所得金額について 【所得金額】＝【収入金額】－【必要経費】

- 【収入金額とは】 ◇令和4年中に収入となることが確定した金額となります。
例えば売掛金や、未収家賃なども収入金額になります。
※給与・配当・原稿料・印税・外交員報酬などは、手取額ではなく所得税などを差引かれる前の金額が収入金額となります。
- 【必要経費とは】 ◇令和4年中に収入を得るために要した費用となります。
例えば、販売した製品の原価・租税公課・雇人費・地代・家賃・借入金の利子・修繕費・減価償却費・営業用に消費した光熱費等です。
※衣食住費・養育費等の生活費・所得税・住民税・相続税・罰金・科料などは必要経費にはなりません。

【所得金額の内容】

事業所得	① 営業等	◇商品外交員・生命保険外交員などの収入による所得	※事業所得・不動産所得がある場合は、収支内訳書の記入が必要です。
	② 農 業	◇卸売業・小売業・製造業・修理業・飲食業・サービス業などから生ずる所得	
③ 不動産		◇農産物の生産・果樹栽培・家畜飼育などから生ずる所得	
④ 利 子		◇貸家・貸間・貸アパート・貸駐車場・貸地などによる所得	
⑤ 配 当		◇公社債や預貯金の利子および公社債投資信託や貸付信託の収益の分配金などによる所得	
⑥ 給 与		◇給料・賃金・賞与などの収入（前年中の総支払金額で税金などを差引く前の金額です） ※日給、または所得税を徴収していない事業所に勤務している方は、事業主からの給与支払明細書で収入金額を確認してください。	
⑦ 雑	公的年金等	◇年金・恩給などの収入	
	その他のもの	◇互助年金・個人年金・原稿料などで、他の所得に該当しない所得	
⑧ 総合譲渡 一 時		◇土地建物以外の資産（営業権・車両・機械器具など）の譲渡による所得で、所有期間（5年間を超えるか）によって長期と短期に区分されます。	※総合長期譲渡所得と一時所得は、その1/2が課税対象です。
		◇生命保険・学資保険または養老保険等の満期返戻金などのような一時的な所得	※50万円を限度とした特別控除があります。

※土地建物、株式譲渡等の分離課税の所得がある場合は、税務課市民税係までお問い合わせください。

※家内労働法に規定する家内労働者、外交員、集金人、電力等検針員については、所得計算の特例があります。

◇上場株式等の配当等について所得税とは異なる住民税の課税方式の選択について

上場株式等の配当等については、所得税とは異なる課税方式（申告不要制度・総合課税・申告分離課税）を選択できます。住民税で申告不要を選択する場合には確定申告書2表住民税に関する事項の特定配当等の全部の申告不要欄に○印を記載することにより、別途市・県民税申告書を提出することなく、申告不要制度を選択することができます。ただし、上場株式等の配当等について一部を申告不要とする場合には、市・県民税申告書の提出が必要です。

確定申告書の住民税に関する事項に○印を記載しなかった場合にも、個人住民税の納税通知書が送達される日までに従来どおり市・県民税申告書を提出することにより、異なる課税方式を選択することができます。

※住民税申告に含めた場合は合計所得金額に算入されるため、金額によっては配偶者控除・扶養控除の対象から外れたり、所得金額を算定基礎としている国民健康保険税等に影響することがあります。ご自身で判断の上、課税方式を選択してください。なお、個人住民税の納税通知書が送達された日以降に、課税方式を変更することはできません。